## 税務訴訟資料 第263号-109 (順号12233)

最高裁判所(第二小法廷) 平成●●年(○○)第●●号 課税処分取消等請求上告受理事件 国側当事者・国

平成25年6月14日不受理・確定

(第一審・大阪地方裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成24年7月11日判決、本資料262号-147・順号11997)

(控訴審・大阪高等裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成24年11月29日判決、本資料262号-252・順号12102)

決 定

申立人

同訴訟代理人弁護士 芝 康司 ほか

相手方 国

同代表者法務大臣 谷垣 禎一 同指定代理人 北濱 基紀

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

## 第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

## 第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成25年6月14日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 鬼丸 かおる

裁判官 竹内 行夫

裁判官 千葉 勝美

裁判官 小貫 芳信